令和6年11月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市バイシクルシティ推進プランに基づき、自転車利用者が快適に走行できるよう、官民が連携してサイクリング環境の充実を図り、もって自転車を活かした地域活性化の推進につなげるため、戸田市サイクルサポーター制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「サイクルサポーター」とは、自転車利用者が気軽 に立ち寄り、休憩や自転車の整備を行うことができる場所の提供など、自転車利用者向けのサービスを提供するものをいう。

(認定要件)

- 第3条 サイクルサポーターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
  - (1) 市内に本店、支店又は事業の拠点を有し、市内において事業活動を行っている法人その他の団体であること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)に規定する風俗営業を行っていないこと。
  - (4) サイクルサポーターの活動において、特定の政党、宗教団体等を支援し、 又はこれらに反対しないこと。
  - (5) 市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成30年11月15日市 長決裁)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
  - (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行っていないこと。
  - (7) 市の信用又は品位を害すると認められる行為を行っていないこと。 (申請)
- 第4条 サイクルサポーターの認定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、戸田市サイクルサポーター認定申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(選考)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果を戸田市サイクルサポーター認定(決定・不決定)通知書(第2号様式)

により申請者に通知するものとする。この場合において、サイクルサポーターとして認定した場合は、ステッカーを申請者に配布するものとする。

(サイクルサポーターの提供サービス)

- 第6条 サイクルサポーターは、自転車利用者に対し無償で、駐輪スペースの 提供及び次の各号のいずれかのサービスの提供をしなければならない。
  - (1) 自転車用工具の貸出し
  - (2) 空気入れの貸出し
  - (3) トイレの貸出し
  - (4) 椅子やベンチ等の設置により、座って一定時間休憩することができる場所の提供
  - (5) その他市長が適当と認めるサービス

(貸与備品)

- 第7条 市は、サイクルサポーターから希望があったときは、次に掲げる備品 (以下「貸与備品」という。)を貸し出すものとする。
  - (1) 自転車用ラック
  - (2) 自転車用工具
  - (3) 空気入れ
- 2 サイクルサポーターは、貸与備品を良好かつ適切な状態で管理しなければならない。
- 3 サイクルサポーターは、貸与備品を本来の趣旨に反した使用及び無断での 改造、転貸、売却、廃棄等をしてはならない。
- 4 貸与備品の設置及び管理に係る費用は、サイクルサポーターが負担するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 サイクルサポーターは、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに戸田市サイクルサポーター認定変更届出書(第3号様式)を市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第9条 サイクルサポーターは、サイクルサポーターの認定を辞退する場合は、 速やかに戸田市サイクルサポーター認定辞退届出書(第4号様式)を市長に 届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第10条 市長は、サイクルサポーターが次の各号のいずれかの事項に該当する場合は、認定を取り消すことができる。
  - (1) 第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。
  - (2) その他サイクルサポーターとして適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、サイクルサポーターの認定を取り消すときは、 戸田市サイクルサポーター認定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 3 第7条第1項の規定により貸与備品の貸出しを受けているサイクルサポーターは、前条の辞退を届け出たとき又は第1項の規定による取消しを受けたときは、速やかに当該貸与備品を市に返却しなければならない。

(免責事項)

第11条 市は、サイクルサポーターがサービスを提供するに当たり生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(広報)

第12条 市長は、サイクルサポーターの情報を市のホームページ等に掲載し、 広く周知するものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
  - この要綱は、令和6年11月29日から施行する。